

自衛消防訓練届出書の概要及び届出方法等

届出書の概要

防火管理者は、事業所の用途・規模その他の事情を考慮して、防火管理上必要な訓練の種別、時期、対象者など具体的な事項を訓練実施計画として消防計画に定め、定期的に訓練を行うことが必要です。

届出方法等

届出時期

訓練を実施する前に、あらかじめ届け出る。

職員の派遣が必要な場合は7日前までに届け出る。

届出先

防火対象物を所轄する消防署

(詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。)

添付書類

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。